

## 輸出用GAP 総合規則 に対してお寄せいただいたパブリックコメントへの対応

※今回公表する基準書は名称が輸出用GAPからJGAP Advance 2016に変更になっています。パブリックコメントの際には輸出用GAPとJGAP Basicの2本立てでしたが最終的にJGAP 総合規則 2016として、1つの総合規則としました。輸出用GAPとJGAP2016との対比を表1に記載し、JGAP Basic 2020との対比は輸出用GAPとの差分部分のみを表2に記載しています。

表1

No.	輸出用GAP(パブリックコメント版)			JGAP 2016	
	章・項目番号	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対応	章・項目番号
1	表紙 (スキームの設計について)	農場	輸出用GAPとJGAPとなぜ2つのスキームとしなければならないのか理解できない。輸出用がレベル高いのは分かるが、一つのスキームの中でのレベル差とすればいいのでは。今のままでは農場側もバイヤー側も世間も何の認証だかよく分からず混乱を招くと思う。	スキームを1本化してJGAPとした。認証はJGAP Basic認証、JGAP Advance認証及びこれまでのJGAP認証となる。ただし、これまでのJGAP認証は将来的には無くなりBasicまたはAdvanceのどちらかとなる。これらの認証ごとにどのような基準文書やマークが使用されるかの全体概要は1.適用範囲1.2を参照していただくと分かりやすい。	-
2	目次構成	農場	目次には「はじめに」とあるが、本文はいきなり1. 適用範囲から始まっており、これまで2014であったJGAPの理念だとかが無くなっている。どうしてか。	パブリックコメント募集の時点では、輸出用GAPのスキームオーナーが確定していなかったため理念等は削除していた。公表するJGAP2016ではスキームオーナーが日本GAP協会であると確定したため、「はじめに」の中にJGAPの理念を入れている。	-
3	3.用語の定義 (4)農場	技術委員	* 注記2)の一元的な管理との説明について、一つの管理者・管理部門が作業記録を集約・確認できるだけでいいのか。最初に指示命令があつての一元化ではないか。そうしないと極端な話、現場を全く見ていないのに記録だけIT技術を駆使して集約しているので遠隔地を含むマルチサイトであっても一元化した農場であるとして審査工数の削減だけを目的とするケースが出てくるのではないか。	ご指摘の通りの懸念があるので、修正した。なお、重要なことなので注記レベルではなく、本文への記載とした。	3.用語の定義 (6)農場
4	3.用語の定義 (5)圃場 3)	指導員	圃場の識別の条件に3)農薬散布が1日で終了しない場合 とあるが、他にも同じ圃場なのに別の農薬を散布する等があり得るのでは。	ご指摘の通りの懸念があるので、修正した。	3.用語の定義 (22)農場 c)
5	3.用語の定義 (12)農産物取扱い工程	指導員	農産物取扱い工程の範囲として、収穫後の圃場での一時保管から農産物取扱い施設までの運送が入っているが、GFSI等国际的な区分けでは、それらは収穫工程に含めているようであり、整合を図った方がよい。	ご指摘の通りであるので、修正した。 農産物取扱い工程は農産物取扱い施設での受入からを範囲とした。	3.用語の定義 (21)農産物取扱い工程
6	3.用語の定義 (16)農産物	農場	「また農産物にはそれらの種苗を含む。」とあるが、種苗まで入れる必要があるのか。種苗は食品衛生法外であるが、その辺の整合性は大丈夫か。	フードチェーンの工程管理の範疇として最上流であり、そこをJGAPがカバーすることは意味がある。種苗も農産物であると定義しないとJGAPの認証の対象とならないので定義に加えた。種苗業者の場合、食品衛生法は適用できないが、リスクベースでの食品安全に対応していただくことになる。	3.用語の定義 (13)農産物
7	3.用語の定義 (19)形態	会員	農産物、品目の更に詳細な区分として形態が新設されたようであるが、実際には茶と米くらいであり、標準化したいのは分かるがまだ時期尚早ではないか。例えば青果物としてのスイートコーンと穀物としてのトウモロコシで農産物の分類で既に分かれているものが多いような気がする。	ご指摘の通りであるので、削除した。	削除

8	3.用語の定義 (22)外部委託	会員	3行目から人材派遣の記述があるが、人材派遣は元々派遣先の管理者の指揮命令で業務を行うので記述自体が不要ではないか。	ご指摘の通りであるので、削除した。	3.用語の定義 (26)外部委託
9	3.用語の定義 (22)外部委託	指導員	最後の行に「内部で共同防除等の体制をとっている団体は団体との役割分担として扱う」とあるが、地域や作物によっては「共同防除」が委託を意味することもあるので誤解を招きやすい。	ご指摘の通りであるので、削除した。	3.用語の定義 (26)外部委託
10	3.用語の定義 (23)並行生産	指導員	視覚的に区分できない農産物は並行生産としているが、視覚的というのは非常に曖昧なので総合規則2014と同様に同一品目について生産することに戻した方がよい。	ご指摘の通りの懸念があるので、修正した。	3.用語の定義 (27)並行生産
11	3.用語の定義 (24)並行所有	指導員	並行生産と同様、視覚的に区分できないではなく同一品目を取り扱うことに戻すべき。また、“所有”とあるが、調製委託品を預かることもあるので、“取扱い”とした方がよい。	ご指摘の通りであるので、修正した。	3.用語の定義 (28)並行取扱い
12	3.用語の定義	会員	7.5に「輸出用GAP認証農場で生産された農産物」と長々と説明があるが、これは本来用語の定義でしっかりと最初に定義すべきものではないか。	ご指摘の通りであるので、(9)認証農場 (10)認証団体 (17)認証農産物と定義した。	3.用語の定義 (9)認証農場 (10)認証団体 (17)認証農産物
13	5.1輸出用GAPの基準文書 (5)	会員	「参考資料」という新たな文書ができ、農場用管理点と適合基準の取組例・備考で引用されているようであるが、これらは研修資料のような位置づけであり、基準書で明確にする必要はないと思う。	ご指摘の通りであるので、削除した。	削除
14	5.3 輸出用GAP基準文書の発効、及び改訂された場合の旧版の取扱い(1)	農場	発効日(審査・認証の開始日)とあるが、審査・認証の開始日というのが不明確である。	ご指摘の通りであり、「発効日とは、「JGAP 農場用 管理点と適合基準」の場合、審査の受付開始日をさす。」と修正した。	5.3 JGAP基準文書の発効、及び改訂された場合の旧版の取扱い(1)
15	7.2 JGAP認証が求める基準への適合性(1)	農場	4行目の「適合基準に手段まで記載されている場合、その手段でなくとも十分にリスク管理が可能な場合には代替手段をもって適合とすることができる。その場合にも、その判断の正当性をリスク評価の結果等をもって証明できなければならない。」というのは新たな仕組みであり、要旨説明文の中でも「例えば、精米の適合基準の中に、ガラス選別機で異物除去をすることが要求されているが、新たに開発された技術や別な方法で異物を除去できるのであれば、その根拠を示せば別な方法で適合させることもできるということである。」とあった。これは適合基準の解釈に柔軟性ができたと認識してよいか。	その通りである。適合基準は良い農場管理を実践するためのあるべき状態を示しているが、分かりやすさのためにその業界の標準的な手段まで記載していることがある。しかしながら例えば新たな技術や手法によりあるべき状態が確保されるのであればそれでよいということである。	7.2 JGAP認証が求める基準への適合性(1)
16	7.3 審査のタイミングと条件	指導員	冒頭部分に審査サイクルの説明があるが、国際的なGAP認証が有効期限1年の中でなぜJGAPは2年で中間に維持審査があるのかを明確にした方がよい。	ご指摘の通りであるので、維持審査がある理由を明確にした。	7.3 審査のタイミングと条件
17	7.3 審査のタイミングと条件 (2)維持審査	会員	5行目の「維持審査では、農産物取扱いの工程をはじめ、農場・団体にとって特に重要な生産工程であると審査・認証機関が判断する生産工程が、農場・団体に存在するタイミングで審査を実施することが期待されている。」とあるが、期待ではなく原則とした方がよいのではないか。	ご指摘の通りであるので、原則とすると修正した。	7.3 審査のタイミングと条件 (2)維持審査 a)一般
18	7.3 審査のタイミングと条件 (4)付帯条件	農場	維持審査は有効期限が2年あるので、維持審査の指摘では是正処置が滞った場合の処置について何か記載が欲しい。	9.3認証の取り消しのところで読めないことはないが、ここに追記して明確にした。	7.3 審査のタイミングと条件 (4)付帯条件 f)

19	7.6 輸出用GAP認証農場で生産された農産物の購買	会員	購買があり得ることを否定はしないが、GAPの基本は工程管理であり、わざわざ記載しなくてもいいと思う。出荷する商品のほとんどが購買品となったら認証農場としてどうかと思う。購買が発生した場合の問題点は、認証農場から購買しているかということと、表示に関して虚偽がないかということ(例えばいかにも自分の畑で採れたような表示をしているとか)であり、そこは総合規則ではなく管理点と適合基準で審査できるようにしたらどうか。総合規則にはもっと基本的な考え方でいいように思う。	ご指摘の通りであるので、削除した。 農場用管理点と適合基準の10.2に、「生産した農場の情報について、誤解を与えるような表示をしていない」ことを追加し、購買の多い茶に関しては、10.4で「購買情報と認証情報の確認」を求めた。	削除
20	8.2 審査の計画とサンプリング(4)2)	指導員	「農場に圃場が複数ある場合、その農場の管理状態を代表すると考える圃場をサンプリングして審査し、それをもって審査結果とすることが可能である。」とあるが、管理状態を代表するとはどういうことか良く分からないし、結局いつも同じ圃場をサンプリングすることになりかねないのではないか。	ご指摘の通りであるので、「農場に圃場が複数ある場合、その農場の管理状態を確認するために適切と考える圃場をサンプリングして審査し、それをもって審査結果とすることが可能である。」と修正した。	8.2 審査の計画とサンプリング(4) (b)
21	8.2 審査の計画とサンプリング(5)1)	農場	団体認証の農場のサンプリングが平方根以上となるケースが規定された表があるが、審査工数の増加になり厳しい。GFSI要求かもしれないが、IAFでは平方根を基本としているのでこれまで通り平方根として欲しい。	GFSIのVer7が正式に発行されていないため、Ver6.3の時の要求に合わせて規定しているが、IAF文書を根拠にこれまで通りの平方根として修正した。2.引用文書にも「IAF Mandatory Document for the Certification of Multiple Sites Based on Sampling Issue 1,version3(IAF MD1:2007)」(邦訳:サンプリングに基づく複数サイトの認証のためのIAF文書)を記載した。	8.2 審査の計画とサンプリング(5) (a)
22	8.2 審査の計画とサンプリング(5)2)	指導員	団体における農産物取扱い施設のサンプリングについて、「団体内部に経営の異なる農産物取扱い施設がある場合・・・」とあるが、経営が異なれば一元的でないことは確かであり必ず審査されるのは当たり前なため、わざわざ記載する必要はなく、個別審査の場合と同様でいいのでは。	ご指摘の通りであるので、削除した。	8.2 審査の計画とサンプリング(5) (b)
23	8.3 審査の実施及び是正報告の受付(7)	会員	「審査・認証の対象品目を限った審査の場合、対象品目以外の農産物や関係する資材・機械設備等の取扱いが不適切であるために対象品目の食品安全に影響を及ぼす場合又は環境保全、労働安全の視点で顕著なリスクが考えられる場合には不適合となり得る」とあるが、今回人権・福祉が追加されているので追加した方がよい。	ご指摘の通りであるので、追加した。	8.3 審査の実施及び是正報告の受付(2)
24	11.1 輸出用GAP審査員の種類	技術委員	この項目で「農産物別工程別カテゴリー」が初めて登場して審査員の審査範囲についての説明を行っているが、このカテゴリーの概念は定義とか審査の適用範囲などの前の部分で規定すべきではないか。また、青果1とか青果2と識別をしているが、分かりにくく、カテゴリーの数も多くないのだから「青果物 栽培」などの記述でいいのではないか。	ご指摘の通りであるので6.2(3)審査・認証の対象となる工程の部分に移動して整理した。	6.2(3)
25	11.2 審査員補の登録要件(1)	技術委員	「輸出用GAP審査員経歴基準」が別文書で引用されているが、これはガイドラインの扱いなのか。	総合規則の巻末に別表として添付し、総合規則の一部とした。	巻末別表
26	11.2 審査員補の登録要件(1)	会員	「輸出用GAP審査員経歴基準」の内容で「農業・農作物を専門とする教育、または最低限、食品関連もしくは生物科学の高等教育がそれと同等の教育課程を修了していること」というのは日本で言う農業高校はダメということか。高等教育というのが分かりにくい。	高等教育とは日本でいう高等学校卒業以後に受ける教育のことで、一般的には専修学校、高等専門学校、短期大学、4年制大学、大学院等なので農業高校は相当しない。ただし、分かりにくいので分かりやすく記載しなおした。	巻末別表
27	11.2 審査員補の登録要件(1)	会員	「輸出用GAP審査員経歴基準」だと、現実的に大学の農学部卒業の者が確保できない審査機関は日本農業技術検定2級以上を受けさせることになるが、これを同等の教育課程の修了とGFSIがみてるのか。	今回の最終案はどの学部でもよいので大卒で相当する力量があることを確認できる試験制度の合格(これが実質的に日本農業技術検定2級以上となる)を条件とした。GFSIには日本の実情を理解してもらいこの案で承認をめざす。	巻末別表

28	11.3 審査員の登録要件 (2)	技術委員	審査員の登録要件に「IRCA/JRCA/RABの承認または日本GAP協会の認める品質又は食品安全マネジメントシステム審査員研修コース(40時間以上)合格」とあるが、これは上級審査員でいいのではないか。団体審査でマネジメント審査の力量が必要であるが審査員だけでは団体審査はできない仕組みになっているので問題ないと思う。	GFSIでは審査員、上級審査員という区別をしておらず、目的からすればご指摘が正しいので、そのように修正した。	11.3.3 Advance審査員の登録要件
29	11.12 内部監査員の力量の要件 (1)	指導員	上記a～fの要件を満たしていることを証明する方法には下記があるが、これと同等の内容であれば以下に限らない。 a～d: スキームオーナー承認 JGAP指導員基礎研修 合格、及びJGAP指導員の資格維持 e,f : スキームオーナー承認 JGAP内部監査員研修(GAPの産地リーダー養成研修) 合格  この記述について、上記以外の承認されていない研修が適切な研修かどうかはどのように確認するのか。研修内容や講師について審査で確認するようなことが必要ではないか。	ご指摘の通りなので、「団体事務局の審査の中で審査員が研修内容等の詳細(カリキュラム、時間、講師、テキスト等)を確認する必要がある」を追記した。なお、団体事務局用 管理点と適合基準の4.1.1で「内部監査員・内部監査補佐役は、最新の「JGAP総合規則」に規定されている要件を満たしている」と要求があるのでここで同等の内容であるかが審査されることになる。	12.1.2 JGAP内部監査員の要件 (1)
30	11.14 団体事務局の責任者の力量の要件 11.15 内部監査の責任者の力量の要件	会員	これについては、「団体事務局用 管理点と適合基準」に記載して審査対象とすべきでは。	団体事務局用 管理点と適合基準の1.2.1団体事務局の責任者と内部監査の責任者として追加し、総合規則からは削除した。	削除
31	12.3.1 審査・認証機関の権利	指導員	JGAP+アルファの2者監査を行うパイヤーも増えてきている中で、そういうことを審査・認証機関が行うことが可能であり、その際にJGAPの信頼性を損ねることが無いようにするという規定があってもいいと思う。	ご指摘の通りなので、追記した。	13.3.1 審査・認証機関の権利
32	15. JGAPと他のGAPとの差分に関する文書を利用したJGAP認証	指導員	15.2条件(2)に輸出用GAPと他のGAPとの差がある部分の基準文書を使って追加審査をすることは分かるが、その文書は誰が作成する又は承認するのか。	ご指摘の通りなので、15.2(2)「日本GAP協会が承認した」と追記した。	15.2 条件
33	16.3 スキームオーナーの苦情対応	農場	ただし、「苦情表明者の氏名等が不明な場合には苦情を受付けない」としているが、もっと積極的にスキームオーナーとして苦情を把握した方がいいのではないか。	ご指摘の通りなので、「苦情表明者の氏名等が不明な場合には苦情を受付けない」は、削除した。	17.3 日本GAP協会の苦情対応

表2

No.	JGAP Basic 2020(パブリックコメント版)			JGAP 2016	
	章・項目番号	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対応	章・項目番号
1	JGAPの理念	農場	東アジアや東南アジアにも普及させると言っているわりには「日本の農場において」としている。他の国と一緒に作成したGAPではないので日本で作ったことに変わらないが、せっかくCPCC が取組例で日本においては・・・という表現にして他の国でも使用できるような形になっているので、その辺のところを理念で明確にする必要があると思う。	ご指摘の通りなので、そのことが分かるように修正した。	JGAPの理念
2	10. JGAPの認証に関する表示	指導員	今回は2014に比べると詳細は「JGAPマーク使用の細則」にふっていることは理解できるが、省略しすぎではないか。マークのデザイン自体も登場しないのはどうか。	ご指摘の通りなので、2014をベースに修正した。また、AdvanceとBasicでマークを別にして規定した。	10. JGAPの認証に関する表示